	限る。）、春光町、新富一条一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新富二条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、末広一条一丁目、末広二条一丁目、末広三条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、末広四条一丁目、末広五条一丁目、末広六条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、末広東一条一丁目、末広東二条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、末広東三条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、住吉四条一丁目及び二丁目、住吉五条一丁目及び二丁目、住吉六条一丁目及び二丁目、住吉七条一丁目、花咲町一丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、東一条三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東三条五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）から七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び八丁目から十一丁目まで、東四条九丁目から十一丁目まで、北門町（次の図面に示す部分に限る。）並びに本町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	

八　陸上自衛隊旭川駐屯地沼田分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道雨竜郡沼田町	北海道雨竜郡沼田町	字沼田千百四十二番一 字沼田（次の図面に示す部分に限る。） 字更新、字高穂、字沼田及び字真布（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九　陸上自衛隊旭川駐屯地近文台分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
北海道旭川市	北海道旭川市	北海道旭川市	北海道上川郡鷹栖町
字近文七線一号	字近文五線二号、字近文七線一号、字近文七線二号、字近文八線一号及び字近文八線二号（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字近文五線二号、字近文五線三号、字近文六線一号、字近文六線二号、字近文七線一号、字近文七線二号、字近文七線三号、字近文八線一号、字近文八線二号、字近文八線三号、字近文八線四号（次の図面に示す部分に限る。）、旭岡四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、旭町一条十一丁目、旭町二条十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十一丁目まで、旭町三条十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十丁目まで、大町一条十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十丁目まで、大町二条十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十丁目まで、春光一条一丁目から三丁目、春光二条一丁目から四丁目、春光台一丁目、春光台二条一丁目、春光台三条一丁目及び二丁目、住吉四条一丁目及び二丁目、住吉五条一丁目及び二丁目、住吉六条一丁目及び二丁目、住吉七条一丁目及び二丁目、錦町二十一丁目から二十三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び二十四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南一号、南二号、南三号、南四号、南五号、南六号、南七号、南八号、南九号、南十号、南十一号、南十二号、南十三号、南十四号、南十五号、南十六号、南十七号、南十八号、南十九号、南二十号、南二十一号、南二十二号、南二十三号、南二十四号（次の図面に示す部分に限る。）、八線一号、八線二号、八線三号、八線西一号、八線西二号（次の図面に示す部分に限る。）、九線一号、九線二号、九線西一号、九線西二号（次の図面に示す部分に限る。）、十線二号（次の図面に示す部分に限る。）、北野西一条一丁目及び北野西二条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに八線一号、八線二号、八線西二号、九線一号、九線二号、九線西一号、九線西二号、十線二号、北野西一条一丁目及び北野西二条一丁目以外の次の図面に示す地域	

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。